社会福祉住居施設の最低基準に係る要望について

現在、国では、「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に 関する検討会」において社会福祉住居施設の最低基準等の検討が進められています。 その中で、国からは、無料低額宿泊所の新しい事業形態として、施設長の複数施

設兼務や職員の1日1回以上の巡回を基準とする「小規模宿泊所の特例」及び「サテライト型住居」(以下、「小規模型」とします。)の創設が提案されています。

今回の提案の背景にある、自立した日常生活は可能であるが何か困ったときに相談できる体制が必要という方などを、職員の見守り支援や入居者の共助で支える小規模型の仕組みは、超高齢化社会における新たな地域居住のあり方として、十分に意義のあるものと考えます。しかしながら、これはもはや無料低額宿泊所の領分を超えており、生計困難者等に限らず国民全体の課題であることから、地域福祉や高齢者福祉、住宅政策などを含む総合的な視座から検討していくことがふさわしいと考えます。

また、現時点では、他法他施策との調整、制度導入に伴うリスク検討など何ら議論が深まっておらず、新たに小規模型の対象となる事業者の全国的な実態も把握できておりません。具体的には以下の問題点があげられます。

第一に、複数の戸建家屋を使って運営する小規模型は、従来の施設よりも人件費等運営経費の面でハードルが低く新規参入が容易であるほか、既存の施設も経営転換し、支援の薄い小規模型の施設が増大していくことが想定されます。

第二に、何らかの課題を抱えて居宅生活が困難な宿泊所利用者が増えてきている中で、職員を常駐させない小規模型の運営方法は、支援の質の低下や事故リスクの高まりにつながり、利用者等に大きな不安を与えるものと考えます。

第三に、それぞれに基準条例を設けることになる都道府県、政令市、中核市の複数の自治体にまたがって小規模型の届出があった場合、指導監督をどのように行うかも課題となります。

生活保護制度においては居宅での保護が原則であり、これによることができない場合などに第一種社会福祉事業である救護施設、更生施設等で保護を行うこととされています。無料低額宿泊所は第二種社会福祉事業であり、措置入所には当たらないものの、単独での居宅生活が困難な生計困難者等の一時的な起居の場として、一定の役割を果たしてきました。

しかしながら、今回の改革で求められているのは、無料低額宿泊所が、福祉事務所による利用者の居宅移行支援を補完する役割を担えるよう、居住環境及び生活支援の両面から施設としてのサービスの適正化をどう進めていくかであると考えます。以上のことから、無料低額宿泊所の施設数及び利用者数いずれも約3分の2が集中する八都県市は、次のとおり要望します。

1 無料低額宿泊所の小規模型については、貧困ビジネス拡大の恐れがある規制緩和に他ならないため、社会福祉法及び生活保護法改正の具体化として拙速に導入することはせず、地域共生社会の実現に向けた国民各層の多様なニーズに対応する検討課題として先送りすること。

厚生労働省 社会・援護局 保護課長 矢田貝 泰之 様

> 埼 玉 県 福 祉 部 社 会 福 祉 課 長 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長 千葉市保健福祉局保護課不正受給対策室長 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課長 相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課長